

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○宮城県議会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程	一
議 会	
○学校教育法施行細則の一部を改正する規則	三
○宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	四
○教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	四
○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	四
○校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則	五
○県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則	七
○市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則	七
○教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則	七
則	
○教科用図書選定審議会規程の一部を改正する規則	七
○高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	七
○自然の家管理規則の一部を改正する規則	八
○宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	八
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	九
○宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令	九
○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	九
○教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令	一〇
○職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令	一〇

○教科用図書選定審議会規程の一部を改正する訓令を廃止する訓令  
 ○平成十四年宮城県教育委員会告示第一号（教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定）の一部改正

## 議 会

○宮城県議会訓令甲第二号

宮城県議会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を次のように定める。  
平成二十八年三月三十一日

宮城県議会議長 安 部 孝  
宮城県議会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程  
(趣旨)

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項第五号及び同条第二項の規定に基づき、標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

第二条 標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
一 宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年宮城県議会訓令甲第一号。以下「規程」という。）第四条第一項の表に掲げる局長及び同条第二項の表に掲げる理事	局長
二 規程第四条第一項の表に掲げる次長及び同条第二項の表に掲げる参事	次長
三 規程第四条第一項の表に掲げる課長及び同条第二項の表に掲げる副参事	課長
四 規程第四条第一項の表に掲げる課長補佐及び同条第二項の表に掲げる主幹	課長補佐
五 規程第四条第二項の表に掲げる主任主査及び主査	主任主査
六 規程第四条第三項の表に掲げる主事、技師（運転技術）、巡視長及	主事又は技師

び技師（巡視）並びに同条第四項に規定する技師（運転技術主任）及び技師（巡視主任）

（標準職務遂行能力）

第三条 前条の表の下欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、次の表の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

二 次長										一 局長	標準的な職	標準職務遂行能力
二 倫理	一 倫理	六 組織統率	五 業務運営	四 説明・調整	三 判断	二 構想	一 倫理	二 構想	三 判断	一 倫理	標準的な職	標準職務遂行能力
業務を取り巻く状況を的確に把握し、県の将	担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、組織を牽引して成果を挙げることができる。	組織活力の向上を意識し、経営資源の有効活用や業務見直しに率先して取り組むことができる。	業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向けて、困難な状況にあっても、関係者と粘り強く調整を重ね、相互理解と合意形成を図ることができる。	事務局の責任者として、その重要課題について、迅速に適切な判断を行うことができる。	業務を取り巻く状況を的確に把握し、大局的な視野と将来的な展望に立って、事務局の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。	事務局の重要課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	業務を取り巻く状況を的確に把握し、大局的な視野と将来的な展望に立って、事務局の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。	事務局の責任者として、その重要課題について、迅速に適切な判断を行うことができる。	事務局の重要課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	標準的な職	標準職務遂行能力

三 課長												
六 組織統率・人材育成	五 業務運営・遂行	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	一 倫理	六 組織統率	五 業務運営	四 説明・調整	三 判断			
部下が能力を最大限に発揮できるよう適切な業務配分と進捗管理を行うとともに、人間性	経営資源の有効活用や業務見直しを図るなど、課の責任者として積極的、意欲的に業務を遂行することができる。	業務について適切な説明を行うとともに、関係者と信頼関係を築き、組織方針の実現に向け、相互理解と合意形成を図ることができる。	課の責任者として、組織目標の達成に向けた適切な判断を行うことができる。	所管する業務の課題を的確に捉え、実現可能性の高い政策を立案することができる。	課の課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、部下を統率して組織の成果を挙げることができる。	組織活力の向上を意識し、経営資源の有効活用や業務見直しに率先して取り組むことができる。	業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向けて、局長を補佐し、困難な状況にあっても、関係者と粘り強く調整を重ね、相互理解と合意形成を図ることができる。	担当分野の責任者として、その重要課題について、迅速に適切な判断を行うことができる。	担当分野の重要課題について、基本的な方針を示すことができる。		

五 主任主査					四 課長補佐					
五 業務遂行	四 折衝・応対	三 協調性	二 企画・課題対応	一 倫理	六 人材育成・活用	五 業務遂行	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	一 倫理
所属組織の目標達成に向けて業務全体を整理、把握し、改善意欲を持って確実に業務を遂行することができる。	担当業務について、相手の意向を正しく理解したうえで的確な説明を行い、関係者から十分な理解と納得を得ることができる。	上司や同僚、関係機関等の担当者と協力的な関係を構築している。	担当業務の問題点を把握し、効果的な施策を企画・立案することができる。	所属組織における監督的立場を自覚し、責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	業務の繁閑を考慮した業務配分を行うとともに、部下の人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。	想定される障害やリスクを見込みながら進行管理を行い、課題解決に向けて適切に業務を遂行することができる。	担当業務について論理的な説明を行うとともに、関係者と意思疎通を図り相互理解と合意形成を図ることができる。	担当業務について、適切な判断を行っている。	担当業務の課題を的確に捉え、効果的な政策を立案することができる。	担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。

<p>六 主事又は技師</p> <p>一 倫理 責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。</p> <p>二 企画・課題対応 担当業務に関する知識・技術を学び、業務に活用している。</p> <p>三 協調性 組織の方針や上司の指示を正しく理解し、同僚等と協働して業務を遂行することができる。</p> <p>四 折衝・応対 担当業務について課題を客観的に整理し、理解を得ることができる。</p> <p>五 業務遂行 担当業務について改善に取り組み、積極的に業務を遂行することができる。</p>					
<p>（その他）</p> <p>第四条 この訓令に定めるもののほか、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>					
<h3>教育委員会</h3>					
<p>学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成二十八年三月三十一日</p> <p style="text-align: right;">宮城県教育委員会</p> <p>○宮城県教育委員会規則第三号</p> <p>学校教育法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>学校教育法施行細則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第六号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。</p> <p>第十五条第一項第四号中「若しくは中学校」を、「中学校若しくは義務教育学校」に改める。</p> <p>第十九条中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。</p> <p>第二十一条中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加え、「又は中学部」を「若しくは中学部」に改める。</p>					

第二十七条第二項中「又は中学校」を「、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

別記第二号の二様式及び別記第二号の三様式中「中学校」を「中・義務教育学校」に改める。

別記第六号様式中「(中)(中)(特別支援)」を「特別支援」に改める。

別記第十八号様式、別記第二十三号様式及び別記第二十五号様式中「(中学校)」を「(中学校)(義務教育学校)」に改める。

別記第三十号様式中「(中)」を「(中)(義務教育)」に「行ない」を「行い」に改める。

別記第三十三号様式及び別記第三十五号様式中「(中学校)」を「(中学校)(義務教育学校)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日 宮城県教育委員会

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第四号

宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会会議規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第八条第一項の秘密会の会議録については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第五号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十号中「不服申立て」を「審査請求」に、「裁決し、又は決定」を「裁決」に改める。

第二条第一項第十号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日 宮城県教育委員会

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第六号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「除く。」の下に「、義務教育学校、中等教育学校」を加え、同条第二号中「中学校」の下に「(中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。)」を、「除く。」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第三号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第五号中「及び」を「、」に改め、「除く。」の下に「及び義務教育学校」を加え、同条第六号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第七号中「及び中学校」を「、中学校」に改め、「除く。」の下に「及び義務教育学校」を加え、同条第八号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第十二条第二号及び第四号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第十七条第二項の表中

監	県立学校 人事専門	教職員課	上司の命を受け、県立学校教育職員の 人事、服務及び研修に関する事務を掌 理する。
監	県立学校 人事専門	教職員課	上司の命を受け、県立学校教育職員の 人事、服務及び研修に関する事務を掌 理する。

第十七条第二項の表中

監	県立学校 人事専門	教職員課	上司の命を受け、県立学校教育職員の 人事、服務及び研修に関する事務を掌 理する。
---	--------------	------	--

を

心のサポート専門 監	義務教育課	上司の命を受け、学校が抱える特に重要な教育上の課題（心のケア、いじめ、不登校等）への対策に関する事務を掌理する。
---------------	-------	--

に改め、同条第四項中

「県立学校人事専門監」の下に、「心のサポート専門監」を加える。  
第二十六条の表に次のように加える。

宮城県立支援学校女川高等学園	牡鹿郡女川町
----------------	--------

別表第二第二号の表中

高等学校入学者選抜審議会	高等学校入学者選抜審議会 高等学校入学者選抜審議会（昭和二十八年宮城県例第四十号）第一條の規定による高等学校の通学区、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関すること。	高等学校入学者選抜審議会（昭和二十八年宮城県例第四十号）第一條の規定による高等学校の通学区、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関すること。	高校教 育課
--------------	---	---	-----------

を

高等学校入学者選抜審議会  
高等学校入学者選抜審議会（昭和二十八年宮城県例第四十号）第一條の規定による高等学校の通学区、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関すること。

に改める。

宮城県いじめ防止対策調査委員会	いじめ防止対策調査委員会（平成二十六年宮城県例第六号）第二條の規定によるいじめ防止等のための他の対策に関する事項、重大事態その他の県立学校の在籍する児童等に係るいじめの事案の調査審議に関すること。
-----------------	--

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第七号

校長及び教員の採用手続に関する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第八号を次のように改める。

## 様式第8号

## 再任用採用願書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日			
所属・職名						
氏名	印	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
職員番号				生年月日 (年齢)	年 月 日生 ( 歳)	
現住所	(〒 )	電話番号				
退職後の住所	(〒 )	電話番号				
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校(義務教育学校を含む。) <input type="checkbox"/> 県立学校					
免許状	免許状の種類・教科又は領域		有効期間の満了の日又は修了確認期限			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
所有資格等						
勤務年数	小学校	年 月	中学校	年 月	義務教育学校	年 月
	高等学校	年 月	中等教育学校	年 月	特別支援学校	年 月
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤, 短時間勤務のどちらでもよい。					
希望勤務地	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大河原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 南三陸教育管内				
	県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区				
その他特記事項						

## 【記入上の注意事項】

- 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。
- 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。
- 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。
- 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい)。
- 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

## 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

## ○宮城県教育委員会規則第八号

## 県立学校職員の職員評価に関する規則

県立学校職員の職員評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第四十条第一項の規定に基づき」を「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定に基づき、なお従前の例により」に改める。

第二条第一項第一号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

## ○宮城県教育委員会規則第九号

## 市町村立学校職員の職員評価に関する規則

市町村立学校職員の職員評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十六条の規定に基づき」を「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第十五条の規定に基づき、なお従前の例により」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

## ○宮城県教育委員会規則第十号

## 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加え、「又は特別支援学校」を、「特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に改め、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する」を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

教科用図書選定審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

## ○宮城県教育委員会規則第十一号

## 教科用図書選定審議会規程

教科用図書選定審議会規程（昭和三十九年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

## ○宮城県教育委員会規則第十二号

## 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「中学校（）」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十三号

自然の家管理規則の一部を改正する規則

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中

「中 学 生 以 下」を「中学生及びこれに準ずる若以下」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令第一号

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 高 橋 仁

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会公印規程（昭和三十五年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）第二号の表中

教育庁	教育長 職務代 行委員 印	教育長 職務代 行委員 印
用 一般縦書文書	用 一般横書文書	用 一般縦書文書
方二八	方二八	方二八
宮城県教育 庁教育 次長之印	宮城県教育 委員会 委員長 代行	宮城県教育 委員会 委員長 代行
総務課長	総務課長	総務課長

に改める。

教育長 職務代 行委員 印	教育長 職務代 行委員 印
用 一般横書文書	用 一般縦書文書
方二八	方二八
宮城県教育 委員会 委員長 代行	宮城県教育 委員会 委員長 代行
総務課長	総務課長

を



教育次長印
一般横書文書用
方二八
教育庁長 宮城県教育次長
総務課長

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 高橋 仁

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「教育長は」を「教育長があらかじめ指定する教育次長（以下「指定教育次長」という。）は」に、「教育長専決等事項」を「指定教育次長専決等事項」に改める。

第四条の二を削る。

第六条第二項中「、教育長の職務代行の順序により」を削る。

第七条第一項中「、教育長の職務代行の順序により」を削り、同条に次の一項を加える。

3 補助執行事務等の専決又は決裁において、指定教育次長に事故があるときは、前二項の規定を準用する。

別表第一第一号の表第七号11中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

一 学教法の施行に関する次に掲げる事務

- 1 公立の小学校、中学校及び義務教育学校の名称及び位置の変更並びに分校廃止の届出の受理
- 2 公立の中等教育学校の名称の変更及び位置の変更の届出の受理
- 3 公立の特別支援学校の名称の変更の届出の受理
- 4 小学校、中学校及び義務教育学校の二部授業実施届出の受理

別表第一第五号の表第三号を次のように改める。

三 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）の施行に関する事務

- 1 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同

課長

2 小学校、中学校及び義務教育学校の教科用図書受領冊数の確認

別表第一第五号の表第四号2及び3中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

別表第一第六号の表第五号1中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第二第二号の表第三号及び第五号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第三中「教育長専決等事項」を「指定教育次長専決等事項」に改め、同表三十八の項教育次長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同表中同項を三十九の項とし、十の項から三十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表九の項中「教育長」を「指定教育次長」に改め、同表中同項を十の項とし、五の項から八の二の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次の項を加える。

五 役務の調達に係る委託の決定（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に定める建設工事に係る調査、測量又は設計を除く。）	一件二千万円以上のもの	／	一件二千万円未満のもの	
--	-------------	---	-------------	--

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 高橋 仁

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「教育長名及び」を「教育長名、教育次長名及び」に改める。

第十条第一項第五号中「、異議申立書、」を削る。

第二十五条第二項ただし書中「軽易なものについては、」を「案件により教育次長名又は」に改める。

第三十二条第三号中「不服申立等」を「審査請求等」に、「裁決又は決定」を「裁決」に改める。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十八年三月三十一日

宮城県教育委員会  
教育長 高 橋 仁

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程(昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。  
第十条第一項第五号中「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

別表中「宮城県立支援学校小牛田高等学校 支小学」を

「宮城県立支援学校小牛田高等学校 支小学」に改める。

宮城県立支援学校女川高等学校 支女学」

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県教育委員会  
教育長 高 橋 仁

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「教育事務所長」を「県立学校長」に改める。

別表の一の項を削り、同表の二の項を一の項とし、同表の三の項から八の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県教育委員会  
教育長 高 橋 仁

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令

職員分限懲戒審査会設置規程(平成十七年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「教育長の職務を代行する第一順位の」を「教育長があらかじめ指定する」に、「第二順位」を「他」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第七号

教科用図書選定審議会規程の一部を改正する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県教育委員会  
教育長 高 橋 仁

教科用図書選定審議会規程の一部を改正する訓令を廃止する訓令

教科用図書選定審議会規程の一部を改正する訓令(平成二十七年宮城県教育委員会訓令甲第六号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第七号

平成十四年宮城県教育委員会告示第一号(教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第二項によりなお効力を有するものとされる改正前」を削り、「第十九条第八項」を「第十八条第八項」に改める。